

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は近畿厚生局に下記の届出を行っております。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 一般不妊治療管理料 | <input type="checkbox"/> 酸素の購入価格に関する届出 |
| <input type="checkbox"/> 生殖補助医療管理料 1 | <input type="checkbox"/> 外来・在宅ベースアップ評価料 1 |
| <input type="checkbox"/> 情報通信機器を用いた診療に係る基準 | <input type="checkbox"/> タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 |
| <input type="checkbox"/> 婦人科特定疾患治療管理料 | <input type="checkbox"/> 子宮内膜受容能検査 |
| <input type="checkbox"/> 染色体検査の注2に規定する基準 | <input type="checkbox"/> 子宮内細菌叢検査 |
| <input type="checkbox"/> 着床前胚異数性検査 | |
| <input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 | |
| <input type="checkbox"/> HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定) | |
| <input type="checkbox"/> 医療上必要があると認めれない、患者都合による精子の凍結又は融解の実施報告 | |
| <input type="checkbox"/> 医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る施設基準 | |

明細書発行体制

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

先進医療について

タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養

<費用> 38,000円

<目的> 専用の胚培養器内で連続して胚を観察することで、胚の発育状況を正確に把握することができます。

<方法> 専用機器を用いて、胚を24時間観察します。

子宮内膜受容能検査

<費用> 1回目：130,000円 2回目：112,400円

<目的> 子宮内膜の着床能の状態を遺伝子レベルで評価します。

<方法> 実際の胚移植と同様の方法で子宮内膜を形成し、その一部を採取する方法です。

子宮内細菌叢検査

<費用> 60,500円

<目的> 子宮内の細菌環境を調べ、結果に応じて適切な投薬をします。

<方法> 排卵期～黄体期に子宮内腔から子宮内膜と液体を採取し、DNA解析による菌の同定を行う方法です。

着床前胚異数性検査 ※現在、新規受付を停止しております。

<費用> 1検体目：120,400円 2検体目以降(1受精胚あたり)：66,400円

<目的> 染色体数が正常な胚を移植することで、胚移植あたりの妊娠率の向上や流産率の低下が期待できます。

<方法> 体外受精により得られた胚盤胞期胚の細胞を一部採取して、胚の染色体の数を調べる方法です。

選定療養費（保険外併用療養費）について

医療上必要があると認められていない、患者の都合による精子の凍結または融解

<精子凍結費用> 22,000円（税込）～55,000円（税込）

<精子融解費用> 11,000円（税込）

保険外負担について

<診断書・証明書及び保険外負担にかかる費用> 1,100円（税込）～8,800円（税込）